~保護者のみなさまへ~ 令和2年度(2020年度)

就学援助制度の

第1学期分からの援助を受けるには 8月24日(月)(必着) までに お申し込みください。

お申込みはお済みですか?

教育委員会では、お子様が小・中学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行っています(所得制限あり、生活保護世帯は除く)。なお、この制度は**毎年度申込みが必要**です。 申込みがお済みでない方、対象となる方は、必ずお申込みください。

- ※ 8月25日以降受付の場合は、第1学期分の援助は対象外となります。
- ※ 第1学期分の支給は、8月31日を予定していますが、**6月17日以降の申込みは、支給日が 遅れます**。

すでに就学援助制度の申込みをされている場合は、再度の申込みは不要

対 象 者

お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、令和元年(2019年)分の所得の合計が認定基準額以下の方。(援助を受けられるかどうかご不明の場合は、お申込みください。)

受付方法 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「窓口受付」および「郵送受付」を行います。

窓口受付 教育委員会事務局 教育総務課 学務係(豊中市役所 第一庁舎6階) 9:00~17:15(土・日・祝日を除く)※代理人による申込み可

郵送受付 受給申込書(世帯で1通。市役所、庄内・新千里出張所にて配布)に記入・押印 し、裏面該当事項にあてはまる場合は、必要書類のコピーを添付のうえ、教育 総務課までお送りください。(「特定記録郵便」または「簡易書留」でお送りください。)

※教育総務課への到着日が「受付日」となります。

申込みに必要なもの

- ① 保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)
- ② 印鑑(認め印)シャチハタ等スタンプ式では受付できません。
- ③ 上記の他、裏面にあてはまる場合は別途書類が必要です。(郵送の場合はコピーを添付)

豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係 (豊中市役所 第一庁舎6階) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁月1番1号 電話 06-6858-2553

該 当 事 項	必 要 書 類
令和2年1月1日時点で、 他市 にお住まいだった 場合	下記のいずれか (いずれもコピー可) A 令和 2 年度 (2020 年度)住民税の課税明細書 B 令和 2 年度 (2020 年度)住民税特別徴収税額の通知書 C その他、所得を証明できるもの
平成31年1月以降に主たる生計者が失業し、現在も 失業中 の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか (いずれもコピー可)
ひとり親世帯 の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯で 身体障害者手帳・療育手帳・精神障 害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳(コピー可)
平成31年1月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	生活保護廃止証明書
平成31年1月以降に 火災等の災害 で、家屋が全 半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被 害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類
令和2年2月以降に 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少 した場合	令和2年2月以降に所得が減少した時点からの連続した 3か月分の給与明細書

豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係 (豊中市役所 第一庁舎6階) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2553

詳しくは、豊中市ホームページ

就学援助

検索